

かりば

第113号
平成17年10月



「村議会議員当選証書授与」

— 平成17年9月19日 —

おもな内容

► 第3回定例会

- 行政報告 2 ページ
- 審議した議案と内容 2~3 ページ
- 一般質問 3~7 ページ
- 意見書の提出 7~8 ページ

► 第3回臨時会 8~9 ページ

- 第4回臨時会 9 ページ
- 改選後の議会構成 9~10 ページ

第3回村議会定例会

平成17年第3回村議会定例会は9月6日に招集され、会期を9月7日までと決め、議長の諸般報告のあと、村長の行政報告があり、そのあと2人の議員が村政に対する一般質問を行い、議案15件、報告1件、意見案2件、閉会中の継続調査1件をそれぞれ原案どおり可決して同日閉会しました。

行政報告

1. 寄附採納2件について

①去る8月10日、丸紅株式会社が100%出資のはまなす風力発電株式会社より、地域振興に役立てて欲しいと百万円の指定寄附がありました。

はまなす風力発電株式会社からの寄附につきましては、平成12年度島牧ウインドファーム竣工時から今回で6回目、6百万円の寄附をいただいており、深く感謝いたします。

謝するとともに、寄附の意思に叶う様、地域振興基金に積み立ていたします。今後の地域振興のために有効活用させていただくことにいたします。

②去る8月31日、字千走の渡辺則子様より、電動車椅子1台とつい立1枚の寄附がありました。

車椅子並びについ立については、総合福祉医療センターで有効活用させていただきます。

審議した議案と内容

専決処分

▼平成17年度一般会計補正予算(第4号)

衆議院議員総選挙執行経費の追加 4百30万円追加

◎全員賛成で原案承認

人事案件

▼教育委員会委員の任命

現委員藤沢克氏(任期平成10年10月14日)の再任命

◎全員賛成で原案同意

▼人権擁護委員候補者の推薦

現委員和田定和治氏の再推

◎全員賛成で原案同意

▼固定資産評価審査委員会委員の選任

①現委員木村雄一氏(任期平成17年10月24日)の再任命

◎全員賛成で原案同意

②現委員藤井紀隆氏(任期平成17年10月24日)の再任命

③現委員藤田豊治氏(任期平成17年10月24日)の再任命

◎全員賛成で原案同意

◎全員賛成で原案同意

現委員和田定和治氏の再推

◎全員賛成で原案同意

第3回村議会定例会出席状況

(開会・平成17年9月6日)

氏名	開催日
議席番号	○村出席者
⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ④ ③ ② ①	伊白中長田佐石高野井尾島藤川勝伴藤勝紀文仁一
濱田佐野杵藤井勝彦	藤北(空)田
豊則治彦	藤井一
章	藤一
全員出席	全員出席
	6日

○議会事務局出席者

事務局長

○農業委員会出席者

事務局長

○教育委員会出席者

教育次長

○議会事務局出席者

教育長

○議会事務局出席者

教員課長

○議会事務局出席者

建設水道課長

○議会事務局出席者

水産農林課長

○議会事務局出席者

健康福祉課長

○議会事務局出席者

企画観光課長

○議会事務局出席者

総務課長

○議会事務局出席者

住民課長

○議会事務局出席者

総務部長

○議会事務局出席者

役長

○議会事務局出席者

助役

○議会事務局出席者

藤井一

藤井一

藤井一

全員出席

全員出席

条例制定・改正

- ▼公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
地方自治法の改正により、公の施設の管理委託方法が指定管理者制度へ変更となるため条例制定。
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼サクラマス等飼育施設設置条例の制定
賀老地区のサクラマス等飼育施設整備に伴う条例制定。
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼表彰条例の一部改正
行政改革の一環として、委員定数を減じるための改正。
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼介護予防・自立支援事業条例の一部改正
通所介護事業の食事加算廃止に伴い、元気センター事業及び配食事業の昼食費を改正。
◎全員賛成で原案可決

補正予算

- ▼平成17年度一般会計補正予算（第5号）
地方交付税額の決定による財源の整理、旧栄浜校舎解体工事の追加他

その他の議件

- ◎全員賛成で原案可決
▼国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
退職者医療分の療養給付費の増見込みにより
- 1千9百万円追加
- ▼簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
本日水源地水利権変更、豊平地区配水管布設替工事他
1千4百42万2千円追加
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
平成16年度国、道給付金の確定により
31万円追加
- ◎全員賛成で原案可決
- ▼閉会中の継続調査（議会運営委員会）
議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査とする。
- 4千百26万7千円追加
- ▼工事請負契約の変更
サクラマスふ上槽兼養魚池飼育施設設置工事の設計変更に伴う請負金額の変更
- 百73万2千5百円増額
- ◎賛成多数で原案可決
- ▼株式会社アバローネの経営状況の報告
村出資額が同社資本金総額の2分の1を超えるため、地方自治法の規定により報告
- 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
- 議案第1号 専決処分の承認
- 議案第2号 教育委員会委員の任命
- 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦
- 議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
- 議案第8号 サクラマス等飼育施設設置条例の制定
- 議案第9号 表彰条例の一部改正
- 議案第10号 介護予防・自立支援事業条例の一部改正
- 議案第11号 工事請負契約の変更
- 議案第12号 平成17年度一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 平成17年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成17年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 株式会社アバローネの経営状況の報告
- 意見案第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書
- 意見案第2号 北海道の消費生活相談体制の充実を求める意見書
- 閉会中の継続調査（議会運営委員会）

審議した議案

- 議案第1号 専決処分の承認
- 議案第2号 教育委員会委員の任命
- 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任
- 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦
- 議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定
- 議案第8号 サクラマス等飼育施設設置条例の制定
- 議案第9号 表彰条例の一部改正
- 議案第10号 介護予防・自立支援事業条例の一部改正
- 議案第11号 工事請負契約の変更
- 議案第12号 平成17年度一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 平成17年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成17年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 株式会社アバローネの経営状況の報告
- 意見案第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書
- 意見案第2号 北海道の消費生活相談体制の充実を求める意見書
- 閉会中の継続調査（議会運営委員会）

教育長

ご質問の内容につきまして、二点に分けて答弁させていただきます。

一点目は、ご質問の中の「ゆとり教育」と「学力低下問題」及び文部科学省の対応等に関します私の認識するところにつきまして述べさせていただきます。

また二点目は、学力問題に関する当村の現状・取組などにつきまして述べさせていただきます。

まず一点目でございますが、関します当村の現状・取組などにつきまして述べさせていただきます。

かたに、当村の現状・取組などにつきまして述べさせていただきます。

かな学力向上のための200

2アピール「学びのすすめ」を発表し、新学習指導要領の充実と「確かな学力」の向上に向けた具体的な方策を示すとともに、学力問題が教育改革の大きな課題であることを示唆したところであります。

平成16年、昨年の8月には、当時の河村文部科学大臣が、義務教育制度の弾力化を含む「義務教育の改革案」を発表し、これを受け継ぐ形で同年11月には中山文部科学大臣が、経済財政諮問会議に国家戦略平成14年度から実施されましたが、この新学習指導要領は、この新学習指導要領につきましては実施前から完全学校週5日制や教育内容の厳選などについて、マスコミ等によりまして、授業時数の1割削減及び教育内容の3割削減と報じられた事から、子どもたちの学力低下を不安視しながらも、子どもたちにいわゆる「ゆとり教育」と「学力低下問題」として、社会的にも関心が高まってきたことから、当時の遠山文部科学大臣が、新学習指導要領実施直前の平成14年1月に、確

ミは「意外にも好成績をおさめた」と報じたことから、「確かな学力」の定着・向上

が図られつつあると思うところであります。国においては既に中央教育審議会義務教育特別部会において、義務教育改革に関して現在審議中であり、今年の秋の答申を得て新たな施策が示されるものと認識しているところであります。

次に二点目の本村における子どもの学力問題の現状であります。学力の定義や評価方法など様々な観点があろうかと思いますが、学習内容の定着度を測定するため、単純に学校で行われている試験・テスト結果による現状について申し上げますと、小学校におきましては、教科の各単元が終了する毎に学力検査、いわゆるテストが実施されており、この結果としては、個人間の格差は有りますが、総体的には顕著な学力低下は見られず、平均的学力にありますと判断しております。

また、昨年公表されましたOECDが行った国際学力調査やIEAが行つた数学・理科力調査など、一連の国際学力調査の結果について、やはりマスコミ等を通じ、日本の成績について悲観的な評価を示した事から、学力低下論争にさらに拍車が掛つたところであります。

しかし、本年4月に文部科学省が公表しました全国学力調査の結果について、マスコ

次に、中学校でありますが、

中学校では、各学期末及び二学期中に実施される定期試験、定期テストとよばれております。

2年生は2回、3年生は6回実施される学力テストがあります。定期テストは、生徒の評定いわゆる通知表の評価資料の一一部となるものであります。

定期テストについて、進路

指導等の資料となるもので、いわゆる「業者テスト」と言われるものであります。

この学力テスト結果につき

ましては、教科や生徒間の格差が大きくあるものの、平均

点から判断すると中学校の学

力は、総体的には管内の中間

層の中ほどに位置しているか

と推定されます。

以上、申し上げましたとおり本村における学力の現状としましては、小・中学校ともに、総体的には平均的な階層に位置している状況ではないかと考えるところであります。

なお、本村における学力向上への取組につきましては、

育」の充実と「確かな学力」の向上のための推進施策として述べておりますとおり、一

年、教育行政執行方針において述べておりますとおり、一つ、分りやすい授業の展開と一人一人を大切にしたきめ細やかな指導、二つ、一人一人の個性等に応じ子供の力をより伸ばす指導、三つ、学ぶ事の楽しさを知り学習意欲を高める指導、四つ、自ら学びら考える力の育成、五つ、創意工夫による特色ある学校づくりの五点を掲げ学校と取組んできたところであります。

学校における具体的な取組としましては、小学校では、学習の基礎基本となります、読み書き、計算などの学習と読み書き、計算などの学習として、朝と昼、毎日各10分、計20分間の学習時間を設定し全学年で取組んでおり、日々3度ですが、ノーチャイム方式といいまして、例えば1時間目と2時間目の間の授業の終業・始業を知らせるチャイムを鳴らさないという方法により、授業時間の彈力的な運用を図り、授業の展開状況にあわせながら個々へのきめ細やかな学習指導を行つております。

また、中学校では、全学年において選択学習の時間を活用し、英語と数学の主要2教

科の習熟度別学習指導やチームティーチング指導を行うとともに、学習意欲の向上と学力向上を目指し、英語・漢字・歴史などの各種検定試験への挑戦など、小・中学校とも校長の裁量権の下、全教職員が一丸となつて子どもたちの「確かな学力」向上のため、様々な取組みを展開しておりますのでご理解賜りますよう申し上げ、大変長くなりましたが答弁を終らせていただきます。

再質問（要望）

大変詳しく述べをいただきまして、まず当村においての学力の低下がそんなに無いということであつて一安心をしているところなんですが、教育長のご答弁をいただいて、質問の内容については概ね網羅したつもりですけども、先についてお知らせください

様々な取組みを展開しておりますのでご理解賜りますよう申し上げ、大変長くなりましたが答弁を終らせていただきます。

再質問（要望）

大変詳しく答弁をいただきまして、まず当村においての学力の低下がそんなに無いということであって一安心をしているところなんですが、教育長のご答弁をいただいて、質問の内容については概ね網羅したつもりですけども、先

科の習熟度別学習指導やチームティーチング指導を行うとともに、学習意欲の向上と学力向上を目指し、英語・漢字・歴史などの各種検定試験への挑戦など、小・中学校とも校長の裁量権の下、全教職員が一丸となつて子どもたちの「確かな学力」向上のため、

般ご存知のとおり小学校において火災が発生いたしまして、私共も父兄として片付けをさせていただいて、ちょっと感じたことが一つございます。それは、学校の教育現場に教職員が私物を持ち込んでまで生徒の指導にあたってくれていたということを知らされま

各会計の現状と今後の運営見通しについてお答えいたします。

本村の国保会計は、高齢化の進行による老人世帯の増加に伴い、有病率の高い高齢者の国保加入割合も高く、このため受診率の上昇及び入院等

医療費については、支払基金・国・道・村の負担割合が決まりており、医療費の増減により村負担分の一般会計からの繰り出金に影響のある会計であります。

現在の状況としては、医療費は平成15年度から減少傾向にありますことから村の負担

エイトを占める施設入所についても、平成13年度には、1ヶ月平均33人だったものが、平成16年度では、平均の38人となつております。今後も高齢化が進むなかで介護サービスの需要は増加していくものと考えられますが、認知症の予防事業などを進め、できる

佐藤議員

2. 国保会計及び介護保険並びに老人保健の各特別会計に

村財政の硬直化が進む中、村の基金も年々残高も日減りをし、財政運営に苦慮されながらの行政執行に対し敬意を表するところであります。

その様な中、少子高齢化が進む当村の現状から国保、介護、老保の特別会計は、今後の運営に大きな支障をきたすのではないかと心配をしておりますが、現状と今後の見通しについてお知らせください。

の継続実施、保険税の収納率向上対策として現金給付申請時において保険税に充当することを含めた納稅相談、滞納者に対する納稅誓約書の提出、資格証明書の交付などの対策を実施し、国保財政の健全化に努めて参ります。

次に老人保健会計でござい

大変詳しく答弁をいただきまして、まず当村においての学力の低下がそんなに無いということであって一安心をしているところなんですが、教育長のご答弁をいただいて、質問の内容については概ね網羅したつもりですけども、先

今後も学校で使う教材等の追加等も考えられるのかなどいうこともありますので、そのへんの対応もこれで終ることがなくよろしくお願ひしたいということを申し上げて、私のこの質問は終らせていただきます。

今後の運営につきましては、財政調整基金を活用しながら、医療費の適正化対策として予防保健に重点を置いた保健指導事業による健康の保持・増進、医療通知の継続実施、広報活動の強化、財政健全化対策として応能・応益の賦課割合50対50を考慮し、税率改正に関する検討、レセプト点検

科の習熟度別学習指導やチー
ムティーチング指導を行うと
ともに、学習意欲の向上と学
力向上を目指し、英語・漢字・
歴史などの各種検定試験への
挑戦など、小・中学校とも校
長の裁量権の下、全教職員が
一丸となつて子どもたちの
「確かな学力」向上のため、
様々な取組みを展開しております。
ますのでご理解賜りますよう
申し上げ、大変長くなりまし
たが答弁を終らせていただき
ます。

前回の臨時議会におきまし
て、それらの対応というものを、備品も含めてしていただき
くわけでございますけれども、

般ご存知のとおり小学校にお
いて火災が発生いたしまして、
私共も父兄として片付けをさ
せていただいて、ちょっと感
じたことが一つございます。
それは、学校の教育現場に教
職員が私物を持ち込んでまで
生徒の指導にあたってくれて
いたということを知らされました。

各会計の現状と今後の運営見通しについてお答えいたします。

本村の国保会計は、高齢化の進行による老人世帯の増加率に伴い、有病率の高い高齢者の国保加入割合も高く、このため受診率の上昇及び入院等が長期になり多額の医療費を要し、さらに国の補助金も年々減少するなど、財源不足分を財政調整基金の繰入により運営している状況であります。

医療費については、支払基金・国・道・村の負担割合が決まっており、医療費の増減により村負担分の一般会計からの繰り出金に影響のある会計であります。

現在の状況としては、医療費は平成15年度から減少傾向にありますことから村の負担も減少しているところであります。

今後の運営につきましては、さらに予防医療を重点に各方面から指導を行い、医療費の

エイトを占める施設入所についても、平成13年度には、1ヶ月平均33人だったものが、平成16年度では、平均の38人となっております。今後も高齢化が進むなかで介護サービスの需要は増加していくものと考えられますが、認知症の予防事業などを進め、できるだけ施設入所に至らない中での在宅サービスの利用により、保険給付費の抑制を計つていかなければならぬと考えておりますので、ご理解賜りた

老保会計につきましては、
75歳以上の老人が対象であり、

ります。

村財政の硬直化が進む中、村の基金も年々残高も日減りをし、財政運営に苦慮されながらの行政執行に対し敬意を表するところであります。

の継続実施、保険税の収納率向上対策として現金給付申請時において保険税に充当することを含めた納税相談、滞納者に対する納税誓約書の提出、資格証明書の交付などの対策を実施し、国保財政の健全化に努めて参ります。

次に老人保健会計でござい

大変詳しく答弁をいただきまして、まず当村においての学力の低下がそんなに無いということであって一安心をしているところなんですが、教育長のご答弁をいただいて、質問の内容については概ね網羅したつもりですけども、先加等も考えられるのかなどいうこともありますので、そのへんの対応もこれで終ることなくよろしくお願ひしたいということを申し上げて、私のこの質問は終らせていただきたく思います。

今後の運営につきましては、財政調整基金を活用しながら、医療費の適正化対策として予防保健に重点を置いた保健指導事業による健康の保持・増進、医療通知の継続実施、広報活動の強化、財政健全化対策として応能・応益の賦課割合50対50を考慮し、税率改正に関する検討、レセプト点検

科の習熟度別学習指導やチー
ムティーチング指導を行うと
ともに、学習意欲の向上と学
力向上を目指し、英語・漢字・
歴史などの各種検定試験への
挑戦など、小・中学校とも校
長の裁量権の下、全教職員が
一丸となつて子どもたちの
「確かな学力」向上のため、
様々な取組みを展開しております。
ますのでご理解賜りますよう
申し上げ、大変長くなりまし
たが答弁を終らせていただき
ます。

前回の臨時議会におきまし
て、それらの対応というものを、備品も含めてしていただき
くわけでございますけれども、

般ご存知のとおり小学校にお
いて火災が発生いたしまして、
私共も父兄として片付けをさ
せていただいて、ちょっと感
じたことが一つございます。
それは、学校の教育現場に教
職員が私物を持ち込んでまで
生徒の指導にあたってくれて
いたということを知らされました。

各会計の現状と今後の運営見通しについてお答えいたします。

本村の国保会計は、高齢化の進行による老人世帯の増加率に伴い、有病率の高い高齢者の国保加入割合も高く、このため受診率の上昇及び入院等が長期になり多額の医療費を要し、さらに国の補助金も年々減少するなど、財源不足分を財政調整基金の繰入により運営している状況であります。

医療費については、支払基金・国・道・村の負担割合が決まっており、医療費の増減により村負担分の一般会計からの繰り出金に影響のある会計であります。

現在の状況としては、医療費は平成15年度から減少傾向にありますことから村の負担も減少しているところであります。

今後の運営につきましては、さらに予防医療を重点に各方面から指導を行い、医療費の

エイトを占める施設入所についても、平成13年度には、1ヶ月平均33人だったものが、平成16年度では、平均の38人となっております。今後も高齢化が進むなかで介護サービスの需要は増加していくものと考えられますが、認知症の予防事業などを進め、できるだけ施設入所に至らない中での在宅サービスの利用により、保険給付費の抑制を計つていかなければならぬと考えておりますので、ご理解賜りた

ということどころですから、十分に今後も配慮をいただきながら対応をしていただきたいと

いうことだけを申し上げまして私の質問を終らせていただきます。

長尾議員

1. 高速インターネット回線について

本年6月に、パソコンやインターネットの愛好者達による団体結成がなされたことは、認識されていると思いますが、今現在島牧ではブロードバンド方式による利用が出来ない状況を、利用できるように整備されるお考えがあるのかお伺いします。

村長

ブロードバンド化に対する

村の考え方であります。既に皆様ご存知のこととは存じますが、ブロードバンドとは高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービスであります。

通信技術としては、超高速に区分される光ファイバーを使用する光通信や高速に区分されるADSLなどの有線方式によるもの、ほかには無線通信技術を使用するもの、携帯電話回線を使用するものなどございます。

そこで、本村における取り組みについてであります。住民生活の安定向上のために、高速道路・携帯電話・イ

ンターネットが必要であると考えております。

国が推進するe-ジャパン戦略の推進により、電子商取引が一般化し、情報収集がインターネットを介して行なわれている今日、都市部はもとより地方にあっても、より高速な情報設備の構築が求められているところであります。

ブロードバンド化にあたっては、各般にわたって隘路があるわけであります。今後ますます必要となる社会基盤でありますので、島牧村に最も実施する事案、色々隘路がございまして、加入人数の制限、また費用の関係、これらがござります。

ご理解を賜りたいと存じます。

再質問

一般的に検討ということでの答弁だらうと思つてはおりましたけれども、もっと具体的に、私まだ確認はしてませ

んけども、寿都までは来ているという話を耳にしていると、中で、色々な制約があるので、どういうことは理解いたしますけれども、単なる検討ではなくて、実現に向けた取り組みをするという前向きな回答というのはいただけないんですか。

村長

先程の中でも触れているのですけども、実現に向けて作業は色々進めています。今まで検討した概要を申し述べさせていただきます。けども、五点ほど色々方法があるようでございます。

一点目は光回線による構築、二点目は無線アクセスによる構築、三点目はADSLによるもの、四点目は携帯電話によるもの、五点目は地域情報化総合システムによるもの、これらのことことが考えられます。そして先程も申し上げました通り、これらの事業に関しては、各般にわたって隘路がありますので、島牧村に最も適するシステムの構築について検討してまいりますのでござります。

これから、これらの問題をご理解を賜りたいと存じます。

再質問

このことにより、まれに気を詰めていかなければならぬと思います。以上が現在の取り組み状況

再々質問（要望）
一生懸命やつて、新聞報道でもされているとおり、村長がインターネットのことも言つていましたので、おそらくは

早期な実現に向けて努力されると、どういうことで、改めで私はお願いしてこの問題は終りにしたいと思います。

長尾議員

2. サイレン吹鳴について

自治体の首長としての責務を考える時、絶対的にだと思いますが、第一に住民の生命・財産を守るということがあげられると考へるわけでありますけれども、このことの前提としてサイレンはあるけれど故障したまで機能しない、鳴らないという状況を村長は放置しておくお考えなのかお伺いします。

村長

現在、村内のサイレンの設置ヶ所につきましては、歌島地区から原歌地区まで8ヶ所であります。

これは、おそらくは8箇所については、現在故障したまま放置したり、機能していないサイレン施設はありません。

再質問

それは、おそらくは8箇所でありますけれども、昨年暮れから今年1月くらいにかけて栄浜地区のサイレン、これを修理するには150万円かかるからということで止めたというか、撤去したというふうに私は聞き及んでおりますけれども、それでは今後この8箇所、故障したら順次撤去していくのか、放置していくのか、そのへんはどのようにお考えになつてますか。

このことにより、まれに気を詰めていかなければならぬと思います。以上が現在の取り組み状況

このことにより、まれに気を詰めていかなければならぬと思います。以上が現在の取り組み状況

村長

栄浜のサイレンが故障した時点で、地区会長と地区会、七分団の了承の下で、100万から150万程の経費を掛けて取替えるのであれば、あそこは地域的にもそんなに広くないですから、伝達方法はオフourke・電話・消防から無線等で対応できるのではないかと、その時点で話に出たのは、オフourke通信が近い将来改修又は更新の時期になります。

そういうふうになりますと、全村のいまの消防の無線がそれのものに移行するということになると考へております。そういう話をした結果、それではいま無理をして栄浜地区のサイレンを更新しなくてもよろしいと、そういう話で撤去した次第でございます。

再々質問

それは止む無く、栄浜の地区会長を始め消防の方また地区住民が、村が財政的に大変だということで我慢しただけに過ぎないんじゃないですか。何もあえて、「いいよ」という返事ではなかったはずですよ。

村も大変なんだからと、ことで我慢しただけに過ぎないんじゃないですか。

確かにいま村長はこのオフトークの問題も今後の計画で有ると言つた。ではそれがきちっと時間的なここまで約束して、その間まで我慢してくださいと時間的なここまで約束されると、そんな説明されましたか。していないでしょう。

それと、今回これからかかる補正予算に、1,350万円何がしの費用を要して旧栄浜小学校の解体を予定していますけども、確かに今台風14号、昨年は18号、この自然災害も心配だということで、旧栄浜小学校の解体も考へられたんだと思ひますけれども、先達て私も耳にして昨日確認してきましたけれども、いまテレビ・新聞で本当に騒がれているアスベストの問題、我が村にもあるということが発覚したわけでしょ。

旧栄浜小学校の解体も大事だけでも、いまこれだけ新聞で騒がれているアスベストの問題、また何で栄浜だけが我慢しなきゃならないのかという。

ただたら小学校の解体を1,000万円で留めて、残りの350万でサイレンとアスベスト、この工事が出来るんじやないですか。

もう少し、我々なり村民に分かり易く、村はこれだけ頑張っていますと。ただ単にお金が無いからと。たまたま今回、地方交付税が9,200万円も増えたから。それはたまたま話しどよう。どうやつたら本当にこれだけ細長い島牧村の住民の生命・財産を守るか。色々な連絡方法はあるんでしようけども、先達ての小学校の火事の際だつて、サイレンが鳴ったからあれだけ皆さんが早く駆けつけたんじゃないですか。それがサイレンなくして、確かに今現在はオフトークがあるかもしれませんけども、オフトークで放送になるまで何分掛かりました。火事ばかりではないでしよう災害というのは。もっと、歌島から栄浜まで全村のことときっちり考えてください。

ただ、私は、全村的に考へて村政を執行しているつもりであります。サイレンの関係も、ただ村の資本本位で撤去したものではございません。先程も申し上げたとおり、地区会長、また消防と協議して、村のそういう事情を考慮されまして、そのように了解して撤去した次第でございます。

そして、旧栄浜小学校の解

が無いからお金が無いからと。たまたま今回、地方交付税が9,200万円も増えたから。

体も、予算査定の時点で色々協議しております。

そして、執行方針のときに推移を見て、やらなければならぬものは途中で補正をするということで皆様に申し上げているとおりでございます。

旧栄浜小学校の解体につきましては、査定の時点で非常に危険な状態であると、早急にやらなければならぬなどとい

うことで、交付税の推移を見

て今年度実施するか、しないか、そういうことで進めておりました。

そういうことで、村政を推進する上では、案件の重大性と必要性、また緊急性、これらを考慮して財源の状況を見ながら執行していくつもりでありますのでご理解賜りたいと思います。

意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第1号

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書

提出者 島牧村議會議員
伊藤 真一

として重要な役割を果たしてきた。
しかしながら、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金」制度、「冬期技能講習助成給付金」制度について大幅な「見直し」を起こすとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

国は「政策効果があがつていな」ことを廃止の理由にあげているが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者はいま約16万人

度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたり季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」

うことで、交付税の推移を見

て今年度実施するか、しないか、そういうことで進めておりました。

そういうことで、村政を推進する上では、案件の重大性と必要性、また緊急性、これらを考慮して財源の状況を見ながら執行していくつもりでありますのでご理解賜りたいと思います。

となり、建設業における通年雇用化がすすんで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきた。

同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各县と比較しても際だっている。

従って、相当数の労働者が季節的に失業せざるをえないのが現状である。

また、とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増していく。

こうした中で、国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経游にも深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、国においては、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきである。

また、国の発注する公共事業において、冬期間の雇用の拡大をはかるとともに、夏場

についても、地元業者が受注できる仕事を増やすなど、雇用対策を強化する必要がある。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
農林水産大臣

意見案第2号

北海道の消費生活相談体制の充実を求める意見書

提出者 島牧村議会議員
伊藤真一

ある道センターに一元化することができる仕事を増やすなど、雇用対策を強化する必要がある。これは、道が諮問した北海道消費生活審議会の答申で、「支庁相談所の機能強化」など道の相談体制の充実が強調されているにもかかわらず、逆行するものです。

市町村との役割分担が必要と言われますが、市町村では職員の兼務を含めて努力を強めているところです。

しかしながら、小規模な町村では専門的な知識をもち、相談に即座に対応できる相談員を配置するのは困難な状況にあります。

支庁の相談窓口はこうした町村の住民に頼りにされています。

北海道内全体の相談件数は13年度の4万件弱から16年度10万件へ2・6倍に増えています。

行政報告

平成17年第3回臨時会は、8月2日招集され、専決処分の承認、一般会計補正予算の2件の議案を審議し、同日閉会しました。

第3回村議会臨時会

府の相談所の体制を強化し、そのための予算も増額することを強く求めるものです。

1・支庁相談所を廃止し札幌市所在の道センターへ一元化すること。

2・道センターと支庁相談所

- 【提出先】北海道知事
- 規定により提出する。
- 3・道センターで土日の相談を実施し、また、支庁の相談日数を増やすこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

学校としましては、被害の大きかった校舎一階を中心に、後始末整理等に2日間の臨時休校の措置をとり、21日より授業を再開し通常どおりの登校としたところであります。この度、火災による被害額等がまとまり、保険金の請求申請を終えましたので、施設・設備の復旧に係る経費と併せ、この後の補正予算に計上しております。おられますので、詳しくは審議の際に教育長のほうから説明します。

1. 島牧小学校の火災について

去る7月17日に発生した島牧小学校の火災について報告致します。

被災の状況は、午後7時過ぎ、一階の特殊学級教室から出火し、同教室を全焼し、他の一階の3教室と教具室及び廊下部分等が火災のススによる汚れや、消火活動に伴う窓ガラスの破損及び放水により、

急増する消費生活相談に対する応じ、道民の安全・安心を確保するため、北海道として、支庁相談所の廃止は撤回し、札幌市所在の道センターと支

院相談所を廃止して札幌市に

られていました。

ところが、道はこのほど支

院相談所を廃止して札幌市に

あります。

審議した議案と内容

専決処分

▼一般会計補正予算（第2号）

賀老高原駐車場公衆トイレ

の太陽電池パネルが一部破損し、補修について急を要するところから専決処分したもの。

34万2千円追加

◎全員賛成で原案承認

補正予算

(後日審議) とすることになりました。

委員長 中田仁史
副委員長 伊藤真一

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員後藤伴則

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員伊藤真一

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員佐藤伴則

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員伊藤真一

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員佐藤伴則

委員長 中田仁史
副委員長 高島紀彦
委員伊藤真一

平成17年第4回臨時会は、9月30日招集され、正副議長の選挙、議席の指定、常任委員の選任、議会運営委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙を行い、決算認定5件、議案一件、町村合併に関する調査、閉会中の継続調査等を審議し、同日閉会しました。

行政報告

1. 寄附採納について

①去る9月20日、字本日の鈴木宏正様より社会福祉基金へ50万円及び小中学校図書購入費として10万円の指定寄附がありましたので、報告します。

また、鈴木様からは、「おあしそう」用備品として、冷蔵庫1台の寄贈がありましたことを、併せて報告します。

議会構成

総務社会常任委員会
委員長 濱野勝男
副委員長 白杵文裕

一般選挙後初の臨時議会は9月30日招集され、正副議長、常任委員、議会運営委員、一部事務組合議会議員などの議会構成が次のとおり決まりました。

副議長 伊藤真一
委員瀬戸川

改選後の議会構成決まる

総務社会常任委員会

議長 濱野勝男
当選3回 61歳

副議長 伊藤真一
当選9回 62歳

委員長 長尾文裕
当選3回 48歳

副議長 白杵豊
当選2回 62歳



正副議長

議会運営委員会

議会運営委員会

委員長 後藤伴則
副委員長 中田仁史
委員伊藤真一
副委員長 佐藤伴則

議会選出監査委員

長尾文裕
副議長 伊藤真一
議員高島紀彦

南部後志衛生施設組合議員伊藤真一
岩内・寿都地方消防組合議員高島紀彦

委員濱野勝男
委員白杵豊

委員濱野勝男
委員白杵豊

委員瀬戸川
委員白杵豊



委員 伊藤真一
当選9回 62歳



委員 佐藤伴則
当選3回 43歳



委員長 中田仁史
当選5回 50歳



委員 濱戸川豊
当選1回 48歳



委員 後藤 諭
当選3回 60歳

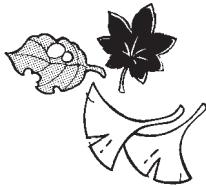


副委員長 高島紀彦
当選2回 48歳



委員 濱野勝男
当選3回 61歳

産業建設常任委員会



議会の 日誌

(平成17年7月25日)
(平成17年9月30日)

[7月]

- 26日～27日 後志管内町村議會議長研修会
(札幌市 議長)
13日 南後志ブロック老人クラブゲートボール交流会
(運動公園 副議長)

[8月]

- 2日 第3回村議会臨時会
23日 例月出納検査
25日 後志管内町村議會議員研修会
(蘭越町 副議長他)

- 30日 議会運営委員会
31日 平成16年度決算監査

[9月]

- 6日 第3回村議会定例会
8日 村納税表彰式 (役場 議長)
9日 村敬老会 (生活改善センター 議長他)
11日 衆議院議員総選挙投票日
13日 村議会議員選挙期日告示
15日 平成16年度決算監査
例月出納検査
18日 村議会議員選挙投票日
19日 村議会議員当選証書交付
30日 第4回村議会臨時会

▽議会広報「かりば113号」
をお届けします。
本号では、9月6日に開催
された第3回定例会の審議内
容、一般質問及び議会改選後、
9月30日に開催された第4回
臨時会で決定した議会構成を
中心に編集しました。

△9月の一般選挙から議員定
数が9名となりました。
市町村合併が進展している
今、議会の果たすべき役割も
一層重大となっています。
皆さんの代表として、その
責務と役割の重大さを深く自
覚し、活発な議会活動を通じ
て住み良い村の実現のため、
最大限の努力をして参ります
ので、今後ともより一層のご
支援、ご協力を願いいたします。
▽議会での審議をより理解し
ていただきため、みなさんの
議会傍聴をお待ちしています。

編集を
おえで